

山梨県公報

号外第七十四号

平成二十二年

十月十五日

金 曜 日

目 次

規 則

- 山梨県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………
- 山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………

規 則

山梨県規則第三十六号

山梨県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年十月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

山梨県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成十八年山梨県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第三十七号

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年十月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則(昭和五十一年山梨県規則第九号)の一

部を次のように改正する。

別表第四の一の1の(三)の備考1中「原子吸光法、吸光度法又はポーラログラフ法」を「規格K〇〇八三に定める方法」に改め、「のうちオルトリジン法又は連続分析法」及び「のうちチオシアン酸第二水銀法」を削り、「K〇一〇五」を「規格K〇一〇五」に改め、「のうち吸光度法」を削り、同表の一の1の(三)の備考2中「のうち硝酸銀法」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番